

証券コード：5713

平成18年6月7日

株主各位

東京都港区新橋5丁目11番3号

住友金属鉱山株式会社

代表取締役社長 福島孝一

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当会社第81期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋5丁目11番3号（新橋住友ビル）
当会社本店1階会議室

3. 目的事項 報告事項

1. 第81期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第81期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 第81期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

（招集通知に添付すべき計算書類および連結計算書類ならびに監査報告書謄本は、別添の「第81期報告書」に記載のとおりであります。）

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第81期利益処分案承認の件

利益処分の内容は、別添の「第81期報告書」(32頁)に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、当期の業績などを勘案するとともに、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、前期に比べ1株につき6円増額し、1株につき14円とさせていただきますと存じます。

当会社の取締役の賞与は、会社業績を勘案し、各取締役の業績を反映させて算出しております。当期の取締役賞与金につきましては、取締役7名に対し7,300万円とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号、以下「整備法」という)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。

- (1) 定款で定めることにより、単元未満株式について行使することができる権利のうち一定の権利を制限することが認められました。単元未満株式については、買取請求権の行使により当会社に売却できること、買増請求権の行使により当会社から株式の売渡しを受け単元株式にできること、および株主総会における議決権を有しないことを勘案し、変更案第10条を新設するものであります。
- (2) 株主総会の招集地について臨機応変に対応できるよう現行定款第14条第3項を削除するものであります。

- (3) 定款で定めることにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、一定期間インターネットを利用して開示することにより、株主の皆様に対して提供したものとみなすことができるようになりました。これを受け、変更案第18条を新設するものであります。
- (4) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行うことのできる代理人の員数を1名とするため、変更案第20条のとおり変更するものであります。
- (5) 定款で定めることにより、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議を省略することが認められました。これを受け、取締役会の機動的な運営を可能とするため、変更案第28条第2項を新設するものであります。
- (6) 整備法により定款に定めがあるとみなされた事項を確認のために記載するとともに、これに関連して必要な章や規定を新設するものであります（変更案第6条、第25条第1項、第32条、第37条第1項、第42条第1項等）。
- (7) その他、会社法に基づく用語の使用、定款全般についての表現の整理、引用法令の変更、不要となった規定の削除ならびに章数および条数の繰り下げ等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|-----------------------------------|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| (商 号) 第1条 当社は、住友金属鉱山株式会社と称し、英文では Sumitomo Metal Mining Co., Ltd. と書く。 | (商 号) 第1条 (現行どおり) |
| (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(1) 鉱業<u>ならびに</u>採石業</p> <p>(2) 製錬業</p> <p>(3) 金属加工業</p> <p>(4) 電子材料製造業</p> <p>(5) 化学工業<u>ならびに</u>石油製品製造業</p> <p>(6) 窯業<u>ならびに</u>土木建築材料製造業</p> <p>(7) 機械設備およびプラント類の調査、設計および製造業</p> <p>(8) 電気通信機器および電子部品の製造業</p> <p>(9) 医療用機器およびその材料の製造業</p> <p>(10) 農林業、水産業<u>ならびに</u>畜産業</p> <p>(11) 原子燃料の製造業</p> <p>(12) 前各号に関する原料および製品の売買</p> <p>(13) 自動車およびその部品の販売業</p> <p>(14) 貴金属、宝石、皮革製品および室内装飾品の販売業</p> <p>(15) 情報処理に関する機器、システムおよびソフトウェアの開発および販売業</p> <p>(16) 海運業<u>ならびに</u>陸運業</p> <p>(17) 倉庫業</p> <p>(18) 土木建築業ならびに機械・電気設備工事の設計、施工および監理業</p> <p>(19) エネルギー開発ならびに電気および熱の供給事業</p> <p>(20) 放射線照射による改質等に関する事業</p> <p>(21) 環境の調査および解析ならびに環境汚染の修復に関する事業</p> <p>(22) 産業廃棄物および一般廃棄物処理業</p> | <p>(1) 鉱業<u>および</u>採石業</p> <p>(2) 製錬業</p> <p>(3) 金属加工業</p> <p>(4) 電子材料製造業</p> <p>(5) 化学工業<u>および</u>石油製品製造業</p> <p>(6) 窯業<u>および</u>土木建築材料製造業</p> <p>(7) 機械設備およびプラント類の調査、設計および製造業</p> <p>(8) 電気通信機器および電子部品の製造業</p> <p>(9) 医療用機器およびその材料の製造業</p> <p>(10) 農林業、水産業<u>および</u>畜産業</p> <p>(11) 原子燃料の製造業</p> <p>(12) 前各号に関する原料および製品の売買</p> <p>(13) 自動車およびその部品の販売業</p> <p>(14) 貴金属、宝石、皮革製品および室内装飾品の販売業</p> <p>(15) 情報処理に関する機器、システムおよびソフトウェアの開発および販売業</p> <p>(16) 海運業<u>および</u>陸運業</p> <p>(17) 倉庫業</p> <p>(18) 土木建築業ならびに機械・電気設備工事の設計、施工および監理業</p> <p>(19) エネルギー開発ならびに電気および熱の供給事業</p> <p>(20) 放射線照射による改質等に関する事業</p> <p>(21) 環境の調査および解析ならびに環境汚染の修復に関する事業</p> <p>(22) 産業廃棄物および一般廃棄物処理業</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(23) 不動産業 (24) 旅行業 (25) 金融業 (26) <u>損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する事業</u> (27) 一般労働者派遣業 (28) 印刷出版業 (29) 人材育成のための教育事業 (30) スポーツ施設の経営 (31) 前各号に関する調査、研究、技術指導、コンサルティングおよびエンジニアリング事業 (32) 前各号に付帯関連する事業</p> | <p>(23) 不動産業 (24) 旅行業 (25) 金融業 (26) <u>損害保険代理業および生命保険の募集に関する事業</u> (27) 一般労働者派遣業 (28) 印刷出版業 (29) 人材育成のための教育事業 (30) スポーツ施設の経営 (31) 前各号に関する調査、研究、技術指導、コンサルティングおよびエンジニアリング事業 (32) 前各号に付帯関連する事業</p> |
| <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> | <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> |
| <p>(<u>公告の方法</u>) 第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> | <p>(<u>公告方法</u>) 第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う</u>。</p> |
| <p>第2章 株式</p> | <p>第2章 株式</p> |
| <p>(<u>発行する株式の総数</u>) 第5条 当社の<u>発行する株式の総数は、10億株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> | <p>(<u>発行可能株式総数</u>) 第5条 当社の<u>発行可能株式総数は、10億株とする。</u></p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>(<u>株券の発行</u>) <u>第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。</u></p> | <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> |
| <p>(株券の種類)</p> <p>第7条 当社の発行する株券の種類は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> | <p>(株券の種類)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> |
| <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p> | <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に別段の定めがある場合についてはこの限りでない。</u></p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の<u>単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数とあわせて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨</u>を請求することができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって<u>選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株主の届出)</p> <p>第11条 株主、登録質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、その住所、氏名および印鑑を当社の<u>名義書換代理人</u>に届出なければならない。</p> | <p>(4) <u>単元未満株式の買増請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の<u>株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u>を請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>新株予約権原簿</u>および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の<u>株主名簿、新株予約権原簿</u>および株券喪失登録簿に関する事務は<u>株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株主等の届出)</p> <p>第13条 株主、登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、その住所、氏名および印鑑を当社の<u>株主名簿管理人</u>に届出なければならない。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>2. 外国に居住する株主、登録質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所または代理人を定めて、これを当社の<u>名義書換代理人</u>に届出なければならない。</p> <p>3. 前2項に定める届出事項に変更を生じたときも同様とする。</p> <p>(株式の取扱い)</p> <p>第12条 <u>株式の名義書換</u>、その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 <u>当社は、毎営業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。</p> <p>2. 前項のほか、<u>必要のつど</u>臨時株主総会を招集する。</p> | <p>2. 外国に居住する株主、登録<u>株式</u>質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所または代理人を定めて、これを当社の<u>株主名簿管理人</u>に届出なければならない。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第14条 <u>株主名簿記載事項の変更</u>その他の<u>株式</u>に関する取扱いおよびその手数料については、<u>法令または本定款に定めるもののほか</u>、<u>株式取扱規程</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項のほか、<u>必要の都度</u>、<u>臨時株主総会</u>を招集する。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p data-bbox="161 162 505 276"><u>3. 株主総会は、東京都または大阪市において招集する。</u></p> <p data-bbox="256 364 358 393">(新 設)</p> <p data-bbox="112 523 291 552">(招集者、議長)</p> <p data-bbox="112 564 505 844">第<u>15</u>条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長にさしつかえがあるときは、他の取締役が、あらかじめ取締役会において定められた順序によってこれに<u>代る</u>。</p> <p data-bbox="251 1056 353 1085">(新 設)</p> <p data-bbox="112 1471 265 1501">(決議の方法)</p> <p data-bbox="112 1513 505 1626">第<u>16</u>条 株主総会の<u>普通決議</u>は、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> | <p data-bbox="687 201 762 231">(削除)</p> <p data-bbox="532 323 819 352">(定時株主総会の基準日)</p> <p data-bbox="532 364 917 478">第<u>16</u>条 <u>定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p data-bbox="532 523 736 552">(招集権者、議長)</p> <p data-bbox="532 564 925 844">第<u>17</u>条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長にさしつかえがあるときは、他の取締役が、あらかじめ取締役会において定められた順序によってこれに<u>代わる</u>。</p> <p data-bbox="532 893 925 968">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="532 980 925 1422">第<u>18</u>条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="532 1471 684 1501">(決議の方法)</p> <p data-bbox="532 1513 925 1752">第<u>19</u>条 株主総会の<u>決議</u>は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を<u>証する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(報 酬)</p> <p>第18条 <u>取締役および監査役の報酬は、株主総会の決議により、これを定める。</u></p> <p>第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 <u>当会社に取締役10名以内を置く。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> | <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、<u>その議決権</u>を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を<u>証明する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>(員 数)</p> <p>第21条 <u>当会社の取締役の員数は、10名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第22条 <u>取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 (新 設)</p> <p>取締役会は、<u>取締役をもって組織し、</u>当会社の重要な業務執行に関する事項を決定する。</p> <p>(招集者、議長)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>取締役会長が招集し、その議長となる。</u>取締役会長にさしつかえがあるとき、または取締役会会長を置かないときは、<u>取締役社長がこれにあたり、取締役社長にさしつかえがあるときは、他の取締役があらかじめ取締役会において定められた順序によってこれに代る。</u></p> | <p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。ただし、<u>任期の満了前に退任した取締役の補欠</u>または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第25条 <u>当会社は、取締役会を置く。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、すべての取締役で組織し、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定する。</u></p> <p>(招集権者、議長)</p> <p>第26条 取締役会は、<u>取締役会長が招集し、その議長となる。</u>取締役会長にさしつかえがあるとき、または取締役会会長を置かないときは、<u>取締役社長がこれにあたり、取締役社長にさしつかえがあるときは、他の取締役があらかじめ取締役会において定められた順序によってこれに代わる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日から3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決 議)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(代表取締役、役付取締役)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議をもって、代表取締役若干名を定める。</p> | <p>(招集通知)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(決 議)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が当該提案に対し書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役、役付取締役)</p> <p>第30条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>2. <u>取締役会の決議をもって</u>、取締役会長および取締役社長を定めることができる。</p> <p>(執行役員、役付執行役員)</p> <p>第28条 <u>取締役会は、その決議をもって</u>、執行役員を定め、当社が委嘱する業務を執行させることができる。</p> <p>2. <u>取締役会の決議をもって</u>、社長1名ならびに副社長、専務執行役員および常務執行役員<u>若干名</u>を定めることができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 <u>当社に監査役5名以内を置く。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第30条 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し</u>、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>2. <u>取締役会は、その決議によって</u>取締役会長および取締役社長を定めることができる。</p> <p>(執行役員、役付執行役員)</p> <p>第31条 <u>取締役会は、その決議によって</u>執行役員を定め、当社が委嘱する業務を執行させることができる。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって</u>社長1名ならびに副社長、専務執行役員および常務執行役員を定めることができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役)</p> <p>第32条 <u>当社は、監査役を置く。</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第33条 <u>当社の監査役の員数は、5名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第34条 監査役の選任決議は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し</u>、その議決権の過半数をもって行う。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(任 期)</p> <p>第<u>31</u>条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会)</p> <p>第<u>32</u>条 (新 設)</p> <p>監査役会は、<u>監査役をもって組織し</u>、法令に定める事項のほか、各監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第<u>33</u>条 監査役会の招集通知は、会日から3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> | <p>(任 期)</p> <p>第<u>35</u>条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。ただし、<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は</u>、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>36</u>条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第<u>37</u>条 <u>当会社は、監査役会を置く。</u></p> <p>2. 監査役会は、<u>すべての監査役で組織し</u>、法令または<u>本定款</u>に定める事項のほか、各監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(決 議)</p> <p>第<u>34</u>条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>決する</u>。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第<u>35</u>条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(常任監査役)</p> <p>第<u>36</u>条 <u>監査役は、互選をもって、常任監査役若干名を定める。常任監査役は常勤とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(決 議)</p> <p>第<u>39</u>条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第<u>40</u>条 (現行どおり)</p> <p>(<u>常勤の監査役、常任監査役</u>)</p> <p>第<u>41</u>条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>2. <u>監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>第6章 <u>会計監査人</u></p> <p>(<u>会計監査人</u>)</p> <p>第<u>42</u>条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、法令の定めるところにより、当会社の計算書類およびその附属明細書、臨時計算書類ならびに連結計算書類を監査し、会計監査報告を作成する。</u></p> <p>(<u>選 任</u>)</p> <p>第<u>43</u>条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>6</u>章 相談役</p> <p>(相談役)</p> <p>第<u>37</u>条 取締役会<u>の決議をもつて、相談役若干名を置くことができる。</u></p> <p>第<u>7</u>章 計算</p> <p>(<u>営業年度、決算</u>)</p> <p>第<u>38</u>条 当社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行う。</u></p> <p>(<u>利益配当</u>)</p> <p>第<u>39</u>条 <u>利益配当金は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> | <p>(<u>任 期</u>)</p> <p>第<u>44</u>条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、会計監査人は、その任期が満了する定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第<u>45</u>条 <u>会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て、代表取締役がこれを定める。</u></p> <p>第<u>7</u>章 相談役</p> <p>(相談役)</p> <p>第<u>46</u>条 <u>取締役会は、その決議によって相談役を定めることができる。</u></p> <p>第<u>8</u>章 計算</p> <p>(<u>事業年度</u>)</p> <p>第<u>47</u>条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第<u>48</u>条 <u>当社の剰余金の配当(以下「期末配当」という。)の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下中間配当という。）を行うことができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第41条 利益配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> | <p>(中間配当)</p> <p>第49条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項の規定による中間配当をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第50条 金銭による期末配当または中間配当が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> |

第3号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役荒川千宣氏および取締役千原宏典氏が辞任されますので、その補欠として2名、あわせて経営陣の一層の強化を図るため1名増員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 生年月日 | 略歴、他の法人等の代表状況 ならびに当社における地位および担当 | 所有する 当社株式数 |
|-------|-----------------------|--|---------------|
| 1 | 持原 鐸 朗 昭和20年3月16日生 | 昭和44年7月 三菱商事株式会社入社 平成10年4月 同社メタル事業部部長 平成12年6月 当社入社 平成13年5月 金属事業本部リオツバプロジェクト推進準備室長 平成13年6月 当社執行役員 金属事業本部副本部長 平成16年6月 当社常務執行役員 平成18年6月1日現在 当社常務執行役員 金属事業本部副本部長 他の法人等の代表状況 スミック ニッケル ネザーランドb. v. 取締役 | 15,000株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 生 年 月 日 | 略歴、他の法人等の代表状況 ならびに当社における地位および担当 | 所 有 する 当 社 株 式 数 |
|-----------|------------------------|--|---------------------|
| 2 | 家 守 伸 正 昭和26年4月12日生 | 昭和55年9月 当社入社 平成10年7月 別子事業所ニッケル工場長 平成14年7月 金属事業本部ニッケル事業部長 平成16年6月 当社執行役員 金属事業本部副本部長 平成18年6月1日現在 当社執行役員 金属事業本部副本部長 他の法人等の代表状況 スミック ニッケル ネザーラ ンドb. v. 取締役 | 4,000株 |
| 3 | 中 里 佳 明 昭和28年5月13日生 | 昭和51年4月 当社入社 平成9年12月 電子事業本部事業室長 平成16年6月 経営企画部長 平成17年6月 当社執行役員 平成18年6月1日現在 当社執行役員 経営企画部長 | 10,000株 |

(注) 当社は、スミック ニッケル ネザーランド b. v. の債務保証をしております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役島 勲氏が辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするのであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名 生 年 月 日 | 略歴、他の法人等の代表状況 ならびに当社における地位および担当 | 所 有 する 当 社 株 式 数 |
|-------------------------|---|---------------------|
| 千 原 宏 典 昭和20年12月30日生 | 昭和43年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成11年6月 金属事業本部長 平成12年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社取締役 当社常務執行役員 平成15年6月 当社専務執行役員 平成18年6月1日現在 当社取締役 当社専務執行役員 | 24,000株 |

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め社外監査役太田 元氏および社外監査役牛嶋 勉氏の補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 生年月日 | 略歴、他の法人等の代表状況 ならびに当社における地位および担当 | 所有する 当社株式数 |
|---------------------|---|---------------|
| 幸塚善作 昭和4年12月16日生 | 昭和27年4月 日曹製鋼株式会社入社 昭和29年12月 村田繊維機械株式会社入社 昭和33年4月 京都大学工学部助手 昭和34年7月 京都大学工学部講師 昭和37年4月 京都大学工学部助教授 昭和43年4月 大阪大学工学部教授 平成5年4月 当社技術顧問 大阪大学名誉教授 福井工業大学教授 平成18年6月1日現在 当社技術顧問 大阪大学名誉教授 | 0株 |

(注) 幸塚善作氏は、当社と技術顧問契約を締結しております。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当会社の取締役の報酬額は、平成17年6月29日開催の第80期定時株主総会において月額3,000万円以内としてご承認いただき、今日に至っておりますが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役が1名増員されること、および取締役の報酬は会社業績を反映させていることなど諸般の事情を勘案いたしまして、次のとおり変更をお願いするものであります。なお、取締役の報酬は、会社業績を勘案して定めた基準額に各取締役の業績を反映させて算出しております。

取締役の報酬額 月額 4,000万円以内

取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役は7名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名となります。

以上

会場案内図

東京都港区新橋5丁目11番3号（新橋住友ビル）

当会社本店1階会議室

電話 (03) 3436-7704

- JR線（山手線、京浜東北線、東海道線、総武・横須賀線）
 - 東京メトロ銀座線
 - 都営地下鉄浅草線
 - 東京臨海新交通（ゆりかもめ）
- 新橋駅下車

